

男女がともに自治会役員を担うことで、新しい視点での取り組みが生まれ、新たな地域活動も期待できます。男性も女性も性別にかかわらず、その個性を輝かせ持てる能力を十分に発揮するとともに、責任を分かち合う社会をめざさなければなりません。一人ひとりの意識を変えて、地域における男女共同参画を図り、“誰もが住みよい魅力・活力ある地域づくり”をめざしましょう。

どうして女性の参画が必要？

自治会などの地域活動に参加する女性は多くても、意思決定の場への女性の参画は少ないのが現状です。

少子高齢化の中で、年々人口が減少し、男性だけでは自治会運営が難しくなっていくと考えられます。また、東日本大震災では、避難所で更衣室や授乳室の設置などに、配慮ができなかったところがあり、女性の視点が必要であるという声が高まっています。時代に即した地域力を備えるために、女性の参画が必要です。



男女共同参画の視点で…

- ①女性の立場から広く意見が聴け、それを生かすことで地域の活性化が期待できる。
- ②子育てや介護を通し、日頃から地域と密接に関わっており、生活者としての知識も豊富。防災・減災、高齢者支援、児童生徒の見守りなど男性とともに尽力できる。
- ③男性とは違った視点を生かして、子どもや高齢者への目配りや気配りなどが期待できる。



地域力アップ

自治会が自主的に役員組織を再構築し、女性の役員を継続登用することで、地域における男女共同参画の推進が図れます。

参考

滋賀県内(13市)における自治会役員女性の登用状況

自治会役員 (会長・副会長 (区長代理)) 平成26年4月1日現在

	市名	自治会数	うち女性代表等自治会数	女性比率
1	大津市	718	181	25.2%
2	草津市	215	48	22.3%
9	米原市	107	3	2.8%
	市計	3086	367	11.9%

*滋賀県総合政策部男女共同参画課「男女共同参画推進状況」抜粋

